

北里大学学長補佐に関する規程

2020年7月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、北里大学学則第54条第3項に規定する北里大学学長補佐（以下「学長補佐」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 学長補佐は、北里大学長（以下「学長」という。）が必要と認めた場合、これを置く。

(職務)

第3条 学長補佐は、学長の職務を補佐し、学長から依頼された業務を基本的な職務とする。

(資格)

第4条 学長補佐は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者で、本法人の専任職員であること。

(選任)

第5条 学長補佐は、学長が前条に該当する者の中から候補者を指名し、学部長会の議を経て理事会において選任する。

2 学長の改選時においては、前項の学長及び学長補佐は、次期学長及び次期学長補佐と読み替えることとする。

(任期)

第6条 学長補佐の任期は、原則として前条により選任されてから、学長の退任時までとする。

(解任及び退任)

第7条 学長は、任期の途中でも学長補佐を解任することができ、解任は学部長会の議を経て理事会において決定する。

2 学長補佐は次の事由によって退任する。

- (1) 学長の退任
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(事務局)

第8条 この規程に定める事項の事務は、学事企画部が担当する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、北里大学学部長会の議を経て北里研究所理事会において決定する。

附 則（北学総第 2020-03577 号）

（施行期日）

この規程は、2020 年 7 月 1 日から施行する。